令和９年度　鹿沼市居住支援協議会
住宅確保要配慮者相談支援業務委託 募集要領

１ 業務の趣旨・目的

行政や不動産・福祉関係団体等が、主体的に関与し、連携しながら、住宅確保要配慮者が賃貸住宅へ円滑に入居できる環境の整備を推進するため、「鹿沼市居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者への住まいに関する相談支援を実施しており、令和９年度にその業務を受託する事業者を公募するものである。

※ 住宅確保要配慮者：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」及び「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」並びに「鹿沼市賃貸住宅供給促進計画」において定める低額所得者、高齢者、障がい者、子ども養育者など

２ 委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３ 応募要件

以下の要件にすべて該当すること。

（１）法人（居住支援法人、ＮＰＯ法人、社会福祉法人等）であること。
（２）これまでに本市内における本業務に関連する業務実績があること。
（３）契約締結までに、本業務を行うための窓口を本市内に設置できること。
（４）本業務を行う体制が整っていること。
（５）個人情報保護のための方針や取扱規程等を整備していること。

４ 委託内容

別紙仕様書のとおり

５ 提案上限額

２，５５２，０００円（消費税を含む。）

６ 応募・質問

（１） 応募

ア 応募方法

応募者は、別紙応募様式に必要事項を記載し、添付資料とともに、下記応募先へ持参・書留郵便（紙媒体２部）又はＥメールにより提出すること。（書留郵便又はＥメールの場

合は、発信した旨を電話で連絡すること。）

イ 応募期限

令和８年１２月８日（火）午後５時必着

（２）質問

ア 質問方法

本業務に関する質問の受付は、下記応募先のアドレスあてに、Ｅメール（発信した旨を電話で連絡すること。記載様式は問わない。）により行うものとし、質問者の担当窓口の部署、氏名、電話及びＥメールアドレスを併記するものとする。

イ 質問期限

令和８年１１月３０日（月）正午まで

ウ 質問への回答

令和８年１２月１日（火）までに鹿沼市ホームページの本募集要領の掲載ページに回答を公表するものとする。

７ 選定方法

鹿沼市居住支援協議会により、応募書類の書類審査を行い、契約候補者１者を決定し、当該契約候補者と令和９年度に契約を締結する。

８ スケジュール

令和８年１１月１７日　公募開始

質問受付（～３０日）

令和８年１２月

１日　質問回答

８日　応募締切

１４日　応募者の審査、契約候補者の決定

令和９年４月１日　契約締結

４月１日～ 相談支援業務の開始

９ 留意事項

・本契約は鹿沼市の令和９年度当初予算が成立し、鹿沼市居住支援協議会への予算執行が可能となることを条件とする。また、鹿沼市の予算において特定財源として見込んでいる国庫補助金「居住支援協議会活動支援事業」の内示率等に応じ、契約期間、契約金額等を変更することがある。

・ 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

・ 応募書類の提出後の変更は、できない。

・ 応募書類は、本業務の受託者選定以外の用途には使用しない。

１０ 応募先

鹿沼市居住支援協議会事務局（担当）神山

〒３２２－８６０１

栃木県鹿沼市今宮町１６８８－１ 鹿沼市役所行政棟４階

鹿沼市都市建設部建築課内

ＴＥＬ ０２８９－６３－２２１７

E-mail：kenchiku@city.kanuma.lg.jp